

る、こういう実態そのまゝが、農業団体の給与水準あるいはまた農業団体の構成員が女性化しておる、あるいは老齢化しておること、あるいは労働力の移動に、そのまま反映しておると私は見ております。でありますので、農業団体のそういうものを是正すること、そのものももちろん必要でございしますが、それよりもっと基本的な問題は、やはり農業そのものの構造を改善して近代化していく、こういうことによらなければ、基本的には解決できない問題だと思ひます。しかし基本的な問題の解決だけをやっておられない、農業団体のいまのような三つの弱点をそのままにしておくということも、いけない問題だと思ひます。この問題等につきましても、農業団体そのものの経営がよくいくということできれば、いまのような欠陥を補つていくということもでき得ないと思ひます。そういう意味におきまして、農業団体の経営をよくしていくということにも、さらに一そう力を注いでいかなければならぬ、こう考えております。

○足鹿委員 ただいまの私の意見なり、これに基づく質問に対しての大臣の御答弁は、農業そのものをよくすることがまず根本である、しかし他にもこの年金の問題を通じて補完をするのだ、こういう趣旨の御答弁であったと思うのです。しかし農業の現状は、政府の期待にもかかわらず、ますます後退の一途をたどるきわめて遺憾な状態でありまゝ。したがって農協の大型化等も行なわれ、大型化によってある程度期待を抱いておったところもあったのでありますが、かえって大型化によ

る赤字を出すというところも出てきております。これはもう少し別な機会に時間をかけて、実態をつかんだ上で論議をしてみたいと思つておりますが、合併前に支給されておった期末手当等は、合併後においては減額またはなしになるというようなところもあるのではありません。これは合併当初における一時的な現象かとも言えますが、いずれにいたしましてもその農協なら農協に働いておる従業員の待遇の向上とは言えないと思ひます。そういう中であつて、私もはいまこの年金法の審議をいたしておるのであります。二年前からこの団体加入の人々が熱心に法の改正を提唱され、またわれわれもそれを受けてこの法改正の促進に当たつてきました。そして一番期待しておりましたことは、繰り返すようではございますが、冒頭湯山委員から御指摘がございましたようにたゞざんごいですが、少なくとも現在のものよりも悪くしてはいけないということ、改悪部分があつてはならないということ、加入者は全期間の完全通算制を期待しておつたということでありま

す。これはいろいろ参考人によつて意見がございましたが、一昨日の参考人の嶋岡君の御発言の中にもそのことははっきり言つておられます。政府もその必要は認めておられるけれども、財政的に国の負担の面において、あるいは他の厚生年金との関係において検討するのだ、まずここから出発するのだ、こういうこととございしますが、大臣にはあまりこまかいことは申し上げませんが、このことだけはひとつしかと農林大臣から事実認識の上に立つて御答弁願ひたいのでありますが、更新組合員

に対する年金支給についての改正法附則第六条によりますと、合算制がとられておる。そこでこれを念のために現在二万円の給与を受けておる者の立場に立つて試算をして比較してみますと、私も熱心に質問をしておりまゝす趣旨、また加入者が期待しております趣旨、つまり完全通算で二十年の場合を考えますと九万六千円というものが大体予定される。政府案の合算でいきますと七万八千六百円弱、現行でまいりますと六万六千二百七十七円、こういうことになるのであります。つまり政府案と加入者が期待しておりました完全通算とを比較いたしますと、約二万円の大差が出てくることが明らかになつておるのであります。またこれは年金の場合であります。退職一時金の場合をとってみますと、十五年として、旧法十年、新法五年、そして二万円の場合に試算をしてみますと、政府案によりますと二十四万四千四百五十円、完全通算をいたしますと二十五万三千三百三十三円、全期間を旧法でいきますと二十万九千八百二十五円、こういうことになるのであります。完全通算が群を抜いて有利であるということとは明らかでございします。逆に現行政府案と比べまして、完全に旧法に

よるほうが五千円ばかり有利になつておる。つまり政府案のほうが不利になつておる理屈になるのであります。これはたとえ少数部分といへども、資料はたくさんございしますから間違ひありません。この点は、大臣が独自の構想の上に立つて、あまり事務的にこだわらないで措置されることが私は適当であらうと思ひます。これについてこの事実認識の上に立つて、大臣はいかに措置されようとお考えでございしますか。今日までの質疑の過程でも相当いろいろ議論はございしますが、しよせんはこれは国務大臣としての腹の問題である。大臣が、先ほど来私が申し上げた農林漁業団体職員の現状、また日本農業の悲惨な現状、こういうものの上に立つて、せめてこの年金を社会保障制度の一環としてこれら職員の期待に沿ふんとするならば、この際審議の上で明らかにした点は、大臣において善処することが当然であらうかと私は思ふのであります。その点について大臣の真摯にして率直な御所見をこの際承りたいのであります。

○赤城国務大臣 今度の改正案によりますと、退職する場合のことを例にとりまして、給与水準を新法におきましては三年の平均で計算する。旧法時代は五年の平均で計算する。こういう計算から、退職の場合をとつてみますならばそういうことになつておりますが、給与水準そのものが新法におきましては旧法よりも高くなつていまから、私はいまの御指摘のような計算は、ちよつと出ないのではないかと申うのでございしますけれども、すなわち完全通算ならば新法よりも多くなりまゝ。これは三年なら三年の平均で、今度の給与水準でやりますとはっきりしてあります。しかし旧法時代よりも新法時代のほうが、退職の場合なら退職年金が少なくなるといふ計算は、ちよつと私は納得できないのであります。給与水準が上がつておる。給与水準が上がつておつて、その上がつておる過去五年の平均で旧法時代で計算をし、新法時代は新法の給与水準の三年の平均で計算する。こういうものを

合わせた計算からいきますならば、旧法時代よりは退職年金の額というものは多くなる。いまの足鹿さんの御指摘だと、旧法時代よりも新法時代が退職年金が減るといふ計算は、ちよつと私は了解しにくいのでございしますが、私の見方からすれば、額はいずれにいたしましても上がらなくてはならないものだというふうには思つております。下がるといふことではあります。これは十分検討を新たにしなければならぬ問題だと思ひます。ただこのたびの改正は、御承知のように国家公務員関係とか、あるいは私学共済関係とかが、給与水準等が改正されて先行したということでも、もとは足並みがそろつておつたのであります。そのほうが先に出てきた。それにまず歩調を合わせなければならぬということから、この改正案を出したのでございします。でございしますから、理想的、こういうものにはなつておらぬと思ひます。おくれつたものがおくれを取り戻すという意味で、追いつくというやうな形の法律案でございしますから、御指摘のやうな社会保障制度的なものということにはなつておらないということ、は、そのとおりだと思ひます。そういう意味におきまして、これは前進であり、この前進で一たび歩調がそろつた上におきまして、なお国家公務員関係あるいは私学共済関係等と今度は歩調を合はして、さらに前進させなければならぬ、こういうふうには考へております。いまのところは歩調を合はさず、追いついていくというかつこうでございします。これが理想的なものとは考えません。

○足鹿委員 年金の場合は不利になる

ということをお認めになりましたが、一時金の場合にはよくわかりにならないようでございます。私は時間を節約するために、この資料を事務局に上げます。ここにはつきり出しておるのです。もしそれが事実といたしますならば御検討になって、これはわずかな問題であります。是正し、再検討される御用意があるかどうか。こまかくこれを説明しておりますと時間を食いますから、きょうはあまり大臣にこまかいことをお尋ねすることは遠慮し、差し控えたいと思います。ですから、これの検討の上に立つて、もしお気づきになり、お認めになりますならば、是正することにやぶさかでない、こういう御言明をいただけますか。

○赤城國務大臣 事実がわかりませんので、よく検討した上で対処するといふか、善処したいと思っております。

○足産委員 そこで、いま事務局のほうで資料に基づいてよく検討しておるはずでありますから、その結果を見て、またあとで御答弁を願いたいと思っております。

大臣は他の制度に追いついてきて、その後で善処するということをおっしゃいました。昨日も湯山提案者が述べられたように、追い越されつつあるというのが現状ではないかと思う。これは表現の方法によっていろいろ違いますが、そういう印象のほうが強いのではないかと。保険審議会の会長である末高参考人も、いまだきになってこういうおくれたものを出されることについては、遺憾の意を表明しておられました。その点について本年の二月一日の衆議院予算委員会におきまして、多賀谷議員が厚生大臣に対して、ILO

百二号条約の批准の問題について発言がございました。そのときの要旨は、失業手当、それから傷病手当、あともう一つ老齢年金の問題が、国内法が整備をいたすならば、ILO百二号条約を批准してもいい状態に達しておると発言しておられます。このことは現在の厚生年金法の改正を政府として意図しておりますが、調整上の問題等から難航しておることは私も承知しております。このILO百二号条約によりまして、老齢年金としては、拠出期間三十年とし、配偶者加算を含めて従前の所得または未熟練労働者賃金の四〇％を保障するということになっておるのであります。ところが現在の年金の最低保障額は三万五千五百二十円でありまして、改正法によりまして、これを給与水準の面から見ますと、これを平均標準給与七千四百円以下のものしかこれでは救済されない。つまり最低保障額を定めた意義はないと言わねばならないのであります。ただいまのILO百二号条約との比較の上において、お話になりません。このような点を厚生当局としては考えられて、ILO百二号条約批准の立場から、国内法の整備を急いでおるさなかであつて、このようなゆるい最低保障額の三万五千五百二十円というものを、給与水準七、八千円程度のものしか救済されないようなものをもって、はたして先ほどの私が指摘いたしました低賃金にあえぎながらも、農協業務あるいはその他農林漁業団体の業務に挺身をしておる諸君の期待に沿うことができないのでありましようか。あえて私は農林大臣のこの点についての最低保障額増額に踏み切られる御決意を承りたい

と思ひます。でなければ、私は年金、一時金、最低保障額、このものが一体となつて初めて今回の改正の中核をなすものであらうと思つております。この点、私も自問自答するわけではありませんが、私どもの社会政策は、昨日も審議を願ひましたように、ちゃんと九万八千円というものを言ひております。それはお前たちが理想を言ひておるのだといへばそれまででありましようが、少なくとも今日の情勢にあつて、二十年つとめて三万五千五百二十円の最低保障額を受けるといふものは、おそろくないと思ひます。つまり七、八千円というような常識はなれをした最低保障額を設けるといふことは、私は法改正の本来の精神にもとるものではないか。したがって改正案をもつては、社会保障的な性格が次第に薄らいでくる。いわゆる保険数理上の点にこだわつて、生きた政治としての年金改正の精神を失いつつあるのではないかと。もっともこういうものについては大臣が独自の構想に基づいて、この点はあくあれという程度の見識を示されて、事務局に命じて成案を得られるくらいは御用意が私どもはほしかつたと思つた。この点について、最低保障額の問題及びこれに関連してILO百二号条約の批准に関する国内法整備つまり老齢年金、いま言うところの私どもが審議しておる農林年金の関係、これらの点について大臣のつきりとした腹のきまつた御構想があれば承りたいし、現在のところ十分でないならば、十分構想を練られてしかるべきだと思ひますが、いかがでありますか。

○赤城國務大臣 最低保障額が低きに失するといふ見方につきましては、私もそう考へておりますが、先ほどから申し上げましたように、このたびの農林関係の共済組合の改正案は、国家公務員とか地方公務員とかあるいはまた私学共済のほうで改正されて進んできているのに歩調を合わせよう、それにまで追いつこうということでございます。その関係からいささか事務的におちついたと思ひますけれども、最低保障額等も三万五千五百二十円、これは国家、地方公務員あるいはまた私学共済等の最低保障額と一致するといふような形でできておるわけでございます。しかし厚生年金等も、改正すべくもつと進んだ形でいろいろ検討されておりますので、私はそういうものとさらに歩調を合わせる時期があると思ひますけれども、現在におきましては農林関係のほうから、せびこし厚生年金金ほどでなくとも歩調を合わせるだけには改正をいふような熾烈な要望等もありましたので、実はもう少し待つておつて、厚生年金なんかと歩調を合わせるということにいたしますならば、もっといいものになり得たかと思ひますけれども、とりあえずいまの他の国家公務員、地方公務員あるいはまた私学共済の関係と歩調を合わせるということを出してありますので、十分理想的とはいひませんが、思つたようなことになっておらぬといふことは、御了承を願つておきたいと思ひます。またILO百二号条約との関連等につきましても、厚生年金等がそれと合うように国内の整備もできて批准をするといふような形に相なることと存じておりますが、その関係はいずれといたしまして、段階

を踏んでおる、その段階が不満足な段階である、しかし不満足であるが、他の厚生あるいは共済年金関係にまでとあらず上げておいて、その次の段階をまた考へていくべき時期である、こういう時期から考へまして、いまのような案を出しておるというふうに御了承願ひたいと思ひます。

○足産委員 いろいろと意を尽くして御答弁をなさうとしておるお気持ちにはわかりますが、大臣も日韓会談等で御多忙であつたと思つた。そこで相当の期間を事務局に質問をして、その間に大臣においてもよく事態を把握をされた上で御答弁を願おうというので、今日まで機会を待つておつたわけでありま。

そこで申し上げますが、厚生年金法の改正は、退職年金の場合においては新旧合算の方式をとらないで、完全通算制をとらうとしておるのです。それを厚生当局はこの国会に提出を期して——これは難航はしておりますけれども、期しておるのです。そこから分離して出た農林年金が、新旧合算の後退したものをもって追いつくということにはならないやありませんか。同じ政府のもとであつて、給与も低い、その他の待遇も悪い、せめて厚生並みに、新旧合算制ではなくて、完全通算制にここで歩調を合わせる、むしろそのほうが追いついていくという趣旨であつて、大臣の言われる御趣旨は少し前向きではないやないですか、いかがでしょうか。

それから他のことを例に引かれます。私も他のことはそう詳しくは存じませんが、支給率四十％を以前から実施しておる年金はあるのです。だから

これを追っかけていくということは必要なことであって、全部とはいきませんが、そういう制度をしておる年金があるのですから、大臣の言われる追っかけるという意味は、少くとも同じ政府のもとにおいて厚生年金法の改正が行なわれようとしている、その骨子に歩調がなぜ合わないのではありませんか。その理由は先日各委員の間等によつても明らかにあります。が、保険数理の面にこだわつておる。それから当面の手直し程度でいいではないか、こういうことでございます。

完全通算をした場合に平年時において、相当国の持つ財源部分がふえることを心配しておるのではなからうか、大臣もその事務當局の言にとられておいでになるのではなからうか、私はこういう気もするのですが、私がかがでしようか。たとえばこの法が成立したとして、本年十月一日から実施になった場合は、残る年度はきわめて少ないために、国庫負担には影響はないと私も専門家の意見も徴しております。だとするならば、なぜここで歩調を合わせることをできないのであります。これを大臣はよく御判断願いたい。十月一日に実施になったとしても、事実上国の財源にも大きな影響がない。平年時においては、計算してみなければなかなかわかりませんが、一億八千万程度ではなからうか。これはほんの推定で私もよくわかりません。こういうわずかしい計算はとうてい短期間によくいいたしません、いすれにいたしましても、この年金の場合には掛け金率を少しでも国がカバーしておるというので初めて意味があるのであつて、すべて保険の立場から計算を

していく、保険数理上で制度を考えていくということを中心にいいたしました場合は、有利な債券の取得あるいは積み立て定期等を行なつて有利な利回りを考えるものがこのごろいろいろ出ておりますが、あるいは他の民保の有利なものを選ぶというようなことになったら、この制度存在の意義というものは私はないと思うのです。これは申し上げるまでもないことであつて、そんなことを大臣に申し上げるまでもなく、よく御承知のことでありまして、私もこの法案に対して真摯な検討を加えておるの、少なくとも今度は掛け金の上がる部分等についても国がもつと持つ、または完全通算によつて平年時の場合に、今後国の財政負担が多過ぎるという結果がでさうでありま

す。ならば、それは大臣の政治力なり、また当委員会における与野党一致したほんとうの立場から、私も支援するにやぶさかでありません。ですからどうもその辺の大臣の考え方が、私にはよく理解されないものであります。要するに本年十月一日に本法施行になった場合にも、国の負担には直接影響はない。なぜ完全通算に踏み切られることをそのように決られるのであります。その点については再検討される御用意なものであります。いままでの御答弁を繰返すという意味において、私はきょうは質問しておりました。少なくとも先ほど述べましたような立場から、あなたが率直に考えられて、この点については次の構想によつて善処するならば、こういう大臣独自の判断に立つた御答弁を私は期待し

ておるのであります。ですからよく私の質問をしておる真意をくまれて、前向きのお考えを御披露願いたいと思ひます。なぜそれができないのか。他の年金との、漸を追つていくというように、これはいままでのやりとりでも大臣もよく御理解になったでしよう。私も無理を言つておるのではないということはおわかりになつたでしよう。どうでしょう。

○赤城國務大臣 厚生年金の改正につきましては、完全通算といひますか、給付水準をきめた場合に、それで完全通算をするというふうに変更するということは大體聞いております。であります。あるいは法案として出され、法律化された場合には、それと歩調を合わせるという考えを持っております。しかしまだ厚生年金の改正が決定いたしておりません。それよりもまず手をつけなくちゃならぬことは、国家公務員、地方公務員あるいは私学共済のほうで、この農業関係の共済よりも先にうておつて、これがおくれている、こういうことでございまして、それと歩調を合わせるのがまず先決だ。すなわち給付水準も引き上げ、あるいは新法における給付水準の退職等の場合の基準を過去三年の給付にする、あるいは旧法時代のものは五年にするというふうなことは、現在の法律、すなわち新法から見れば旧法でございまして、旧法よりはこれはずっと進んできておるわけでございまして。進んできて、その進んだところはどれと一緒に進んでおるかといへば、国家公務員、地方公務員及び私学共済と一緒に進んでおる。それ以上に進んでおるのが厚

生年金の改正案でございましてけれども、これはまだ法律にもなっておりませんし、提案の運びにもいっておりません。でありますので厚生年金のほうでそういう進み方をするとということでありますれば、これと私学あるいは国家公務員等と歩調を合わせて、今度は厚生年金のほうに歩調を合わせていく第二段階が私はあると思ひます。いま提案しております段階は、厚生年金に歩調を合わせるということではなくて、おくれましてしまつておるこの農業関係の共済の制度を、私学あるいは国家公務員と合わせていく、こういうことになっていきますから、厚生年金と比較いたしますと非常におくれているのではないかと、厚生年金とまずもつて歩調を合わせたほうがいいのではないかと御意見であります。私も、私は私共共済と歩調を合わせていく、第二段に厚生年金との関係は考える、こういう段階を考えております。

○足鹿委員 先ほど資料を提示しました、例の更新組合員の退職一時金の改正法の附則第十二条の問題ですが、この点はどうか。私が指摘したとおりであります。これに対して御答へになりますか。

○赤城國務大臣 こまかい数字等の計算はできませんので、まず事務當局から……

○昌谷政府委員 先ほどお示しいただきました資料は、退職一時金の旧法期間、新法期間を通算した日数の計算を、旧法で継続した場合の日数と比較しての早見表でございまして。確かにこれによりまして、単に日数だけの比較では、ある特定の場合に旧法だけを突

き通した場合よりも、累積のカーブのかき方の関係で、新法期間、旧法期間を別個に切り離して合算した場合に比較して、日数において、一番多い場合で、旧法期間を十年程度持つておられる組合員で十日前後、合算の場合に比較して日数は減る場合がございまして。この経過措置の仕組みは、これも先行いたしました国家公務員、地方公務員、私学共済の経過措置として講じた措置と全く同様でございまして。そういう意味合いにおきまして、すでに他のこれと並びます共済制度がとつた経過措置をそのまま踏襲したこととございまして、日数の計算ではそういう外観を呈します。ただ御承知置きたいだきたいのは、平均標準給付の日額にこの日数をかけたものが、一時金の金額になります。額が問題なわけだからと私は思ひます。額で申しますれば、新法期間になりましてからは、先ほど大臣から申されたように、退職時の平均標準給付で見ます、その場合は旧法期間は五年平均、新法期間は三年平均の平均標準給付を用いますけれども、その額そのものは退職時点の額を使うわけでありまして、したがってましてかけ合わされました一時金の額そのものでは、減少するということになります。例はまずないものと私も考えております。

○足鹿委員 確かになるのですよ、それは。十分御検討になつてしかるべき問題だと思ひます。ならないなどという御答弁ではなしに、あなた方もよく計算をされて、もしそういうふうになつた場合は、検討をして善処するということがどうして悪いのであります。か。ならないと断定はできないので

す、われわれも根拠に立って資料をお見せしておるのですから。大臣、いかがでありますか。

○赤城国務大臣 いま局長からの答弁、私も聞いてましたが、日数では不利である。しかし私も、標準給与というものが旧法より上がっているのをございますから、それにある数字をかけたいくものでございますから、下がる場合はないというふうに、概括的に思っています。金額の点では、私は旧法より新法のほうがよくなっている結果でなければならぬと思つてますが、なお詳しいことは計算させてみますけれども、そういう点があるとすれば、これは何らか検討しなくちゃならぬと思ひますけれども、私はそういうことはないうという前提のもとでいま申し上げておりますが、よく調べてみます。

○足鹿委員 あれば、十分御検討の上、御善処をお願いしたいと思います。確かに私どもの根拠によればそうなるのでありますから、それは農林省としてももっと御検討になつてしかるべきだと思います。これ以上申し上げません。次に、重要な点がたくさんございますけれども、この間要求しました資料の御提示はどうですか。

○昌谷政府委員 先般仰せつけの資料は、けさぐらに印刷が間に合うと思ひます。きょうの午前中ぐらには間に合はせるようにいま印刷いたしております。切り離して——三つ全部セットで印刷に出しましたものでござい、まことに申しわけございませうが、ごく簡単なものもございましてけれども、きょうの午前中ぐらにまでかかります。

○足鹿委員 資料を全員に御提示に

なつた上でお尋ねをするよかつたのであります。まあ事実は事実で、曲げて私は申し上げませんから、お聞き取りの上、大臣の御所見を承りたいのであります。私が先日当委員会に提出を要求いたしました資料の一つは、昭和三十九年二月十日、大蔵省主計局長佐藤一郎、大蔵省理財局長吉岡英一、農林省農政局長長谷孝、この間において、「農林漁業団体職員共済組合法の一部改正案」についての了解事項について」というものであります。昭和三十九年度における農林漁業団体職員共済組合法の改正に当たり、下記のとおり了解する」というのであります。これは資料が全員にございませうから、もうちょっとでありますから朗読をいたしますと、「記一 改正後の農林漁業団体職員共済組合法第七十条に規定する余給金の運用については、同法第七十条及び第七十一条の規定に基づき農林省令を改正し、昭和三十九年四月一日以後における責任準備金の増加額のうち、その三分の一を同法第六十九条第三項の規定により毎事業年度の財務諸表等を農林大臣に提出すべき期限経過後二月以内に政府保証債の取得により運用しなければならぬ旨を定めるものとする。二 昭和三十九年度においては、可能な範囲内において政府保証債の取得により運用するものとす。三 とういう了解事項覚え書きが取りかわされておるのであります。この間も末高参考人の意見は、国の制度でできたものだから、国の制度に、政府保証債等を持つことは何ら差しつかえない、大資本家にやるなら差しかえあるけれどもというような意味の

御公述がありました。それも一つの考え方でありましょう。しかし今回の法改正を機会に、私どもはこの農林年金に対する政府の監督権の問題が、この覚え書きをめぐって行き過ぎがあるのではないかと。少なくとも余給金の三分の一というものを政府保証債を持ってとか、あるいはその銘柄を指定するようなことは、団体の自主性というものを著しく侵害するものである。団体には組合会議という最高の議決機関があつて、このことが事前に理事会にもはかられなかつたというので非常に問題になつて、最高議決機関の組合会議は、このことに対して政府の是正方の要望決議をして、私どもの手元に送つておられます。そういう点から考えてみても、この了解事項なるものは、農林漁業団体職員共済組合法の第一条に掲げてあるところの「職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資することを目的とする」と規定されておりますことと著しく相違した運営ではないか。たとえば財務当局等の意思に左右されて、農林省が振り回されるところという語弊がありますが、介入されてやむなくのんだものなのか。——進んでそういうことをやつたといひますならば、私どもは問題だと思ひます。問題は余給金というものは、組合員が将来の給付に備えて拠出した積み立て金同様のものであります。したがって安全かつ高率に運用される必要があることは申すまでもありません。低い労働条件で働く組合員の福利増進に役立てる性格の資金であると私は思ふのであります。にもかかわらず政府保証債、利回りの低い政府保証債

三分の一取得を了解されたというところについて、大臣はそれを承知の上でやりやうなつたことではあります。私はいささかこれは当を失しておる、運営上重大な問題だと思ひますが、その点について大臣は了承の上、かかる運営を是なりとしてやりやうなつたのであります。今後このようなことは是正して、たとえば他の年金がやっておりますように、住宅資金にもつと資金を貸し付ける、あるいは加入組合員の育英資金にこれを貸し付けるというやうな、もっと直接に組合員の福祉あるいは就学あるいは居住、そういう面に積極的な、意欲的な運営をなさるの、私はこの年金の性格から見ても当然だと思ひます。でないと思へば、一番頭の私の質問に対する大臣のお考えと、事實は相反することになるのではないかとすら疑わざるを得ません。この点についての大臣のお考えを承つておきたい。

○赤城国務大臣 他の共済年金等につきましても、その資金の運用等につきまして、政府の財政投融資等に協力しておる面がございます。農林年金の場合におきましては、預金部に預託するといふやうな場合もありませんけれども、これは非常に利回りがよくないのでございまして、でありますので、安全で、それより利回りのいいところの政府保証の債券を引き受ける、このほうが資金の運用上これは適当である、ことに責任準備金の増加の三分の一でございまして、そういうものを有利に安全に回すといふことがこれは適当である、こう考えましたので、別に引き回されたわけではなくて、当然そういう方向にやるべきだといふふうに私も了承しまして、覚え書きを取りかわしてありますが、いづれこれは省令で定めることになつております。なおいま御指摘のたとえば他の共済金を住宅の資金のほうに回すとか、いろいろそれぞれの方法があるのではないかと、こういうことでございまして、それは当然有利にして安全、しかも組合員の福祉になるような方面にこの資金を運用するといふことにつきましては、そうすべきである、私はこういうふう

承し、ただ私が申し上げておるのは、大臣、了承の上でやつたという御言明でありますから、そのことについてはあなたの御所信として承つておきましよう。しかし三分の一以上とか銘柄を示して、この積み立て資金の運用を財務当局とやられるといふことの当否を私は言つておるのです。私は国家の最も必要とする、しかも社会保障的な面にこれが有効適切に使用されていくといふ場合がなきにしもあらずと思ひます。しかし国民年金の積み立て金も、現在もう六百五十億程度にも達しておるといわれ、将来これも大きくなりまう。この農林年金も、将来二、三億を予定されるくらいになるところかと思ひます。そういうふうになつてまいりますと、零細な農民や農林漁業団体の人たちの積んだ金、つまり余給金とは、そういう性格のものでありますから、その人々の福祉のために還元されるということが一方に明確に打ち出されて、なお余給があつた場合には別な考え方に基つて、これは適当と認めればまたやむを得ない場合もあらうかと思ひます。しかし年金の場合においては、まだ育英資金貸し付け制度

承し、ただ私が申し上げておるのは、大臣、了承の上でやつたという御言明でありますから、そのことについてはあなたの御所信として承つておきましよう。しかし三分の一以上とか銘柄を示して、この積み立て資金の運用を財務当局とやられるといふことの当否を私は言つておるのです。私は国家の最も必要とする、しかも社会保障的な面にこれが有効適切に使用されていくといふ場合がなきにしもあらずと思ひます。しかし国民年金の積み立て金も、現在もう六百五十億程度にも達しておるといわれ、将来これも大きくなりまう。この農林年金も、将来二、三億を予定されるくらいになるところかと思ひます。そういうふうになつてまいりますと、零細な農民や農林漁業団体の人たちの積んだ金、つまり余給金とは、そういう性格のものでありますから、その人々の福祉のために還元されるということが一方に明確に打ち出されて、なお余給があつた場合には別な考え方に基つて、これは適当と認めればまたやむを得ない場合もあらうかと思ひます。しかし年金の場合においては、まだ育英資金貸し付け制度

承し、ただ私が申し上げておるのは、大臣、了承の上でやつたという御言明でありますから、そのことについてはあなたの御所信として承つておきましよう。しかし三分の一以上とか銘柄を示して、この積み立て資金の運用を財務当局とやられるといふことの当否を私は言つておるのです。私は国家の最も必要とする、しかも社会保障的な面にこれが有効適切に使用されていくといふ場合がなきにしもあらずと思ひます。しかし国民年金の積み立て金も、現在もう六百五十億程度にも達しておるといわれ、将来これも大きくなりまう。この農林年金も、将来二、三億を予定されるくらいになるところかと思ひます。そういうふうになつてまいりますと、零細な農民や農林漁業団体の人たちの積んだ金、つまり余給金とは、そういう性格のものでありますから、その人々の福祉のために還元されるということが一方に明確に打ち出されて、なお余給があつた場合には別な考え方に基つて、これは適当と認めればまたやむを得ない場合もあらうかと思ひます。しかし年金の場合においては、まだ育英資金貸し付け制度

承し、ただ私が申し上げておるのは、大臣、了承の上でやつたという御言明でありますから、そのことについてはあなたの御所信として承つておきましよう。しかし三分の一以上とか銘柄を示して、この積み立て資金の運用を財務当局とやられるといふことの当否を私は言つておるのです。私は国家の最も必要とする、しかも社会保障的な面にこれが有効適切に使用されていくといふ場合がなきにしもあらずと思ひます。しかし国民年金の積み立て金も、現在もう六百五十億程度にも達しておるといわれ、将来これも大きくなりまう。この農林年金も、将来二、三億を予定されるくらいになるところかと思ひます。そういうふうになつてまいりますと、零細な農民や農林漁業団体の人たちの積んだ金、つまり余給金とは、そういう性格のものでありますから、その人々の福祉のために還元されるということが一方に明確に打ち出されて、なお余給があつた場合には別な考え方に基つて、これは適当と認めればまたやむを得ない場合もあらうかと思ひます。しかし年金の場合においては、まだ育英資金貸し付け制度

し、国会にも要請しておるのであります。このことは一昨日の参考人の河野さんからも、その決議の事情というものも明らかにされたのですが、この点について将来どのように是正をされていくお考えでありますか。省令に定め成いたしかねます。少なくとも他の問題を充実して、そしてこれは百歩を譲ったとしても、これと並行して考えるべき筋合いのものであって、余裕金の三分の一以内といえ、ぎりぎり一ぱいまで押しつけられる。その次には何が出来るか。まだまだ押し詰まってくるのであります。従来年金積み立て金の使途というものは、戦争前においては軍備調達に使われておったという事は明らかでございまして、これは世界各國共通の事実であります。十分反省を願って対処されんことを申し上げておきます。

最後に、監督権の問題に関連をいたしまして、政府は事こまかくなかなかよく御指導になっておるようでありまして、要らざることにまで御指導になっておる点もなきにしもあらずと思いたす。余裕金の運用と関連をいたしまして、不動産の取得が問題になろうかと思いたす。これも午後資料が提示されるのでありますので、それを拝見いたしたいのであります。二、二われわれが大臣にお聞き取りを願うておいて、今後に備えていたきたいことがあります。それはいつかの予算委員会において同僚石田委員が、虎ノ門ゴルフ練習場問題を取り上げられたことがあるように記憶しております。その後これは共済寮等の設立の本来の趣旨に戻りつつあるというように聞いており

ますが、事実でありますか。ところがあのような誤解を受けた後において、神奈川県湯河原で旅館を取得しておられる。これは別の財団法人年金福祉団寄付行為なる団体を三十七年の十月に設立をしてお手盛りで役員等をきめ、そしてこれが委託経営をしておるという形式をとっておる。年金が本来すべきことをおろそかにすると言うと語弊もありましようが、十分やらないで、一方において旅館経営等にうつつを抜かす、そのためにこういう別な財団法人を組織していくことの当否ということについて、大臣のお考えを承ておきたいと思いたす。農林年金福祉団というものは、一体湯河原で向島園とかいうものの委託経営をしておる。これが世論の非難を浴びた。三千円から五千円の高級ホテルである。そこで問題になりそうだとするので、この間の年金の新聞を見ると、一般にこれを利用することをちょっと書いておる。ところが聞いてみると、料率の点について二千円以下ではこの旅館はどのも利用せしめるものではない、それだけ高級なものであると聞いておる。しかもこの向島園については、大東金属の社長の夫人とかが所有されておったものであって、昨年の五月ごろに五千五百円で横浜の阿久和産業という会社が買い、これを十二月に農林年金が土地、建物総額七千七百万円で取得しております。昨年の五月五千五百万円であったものが、十二月二千二百万円も高く買わなければならないという理由はどこにあるか。しかも聞くところによりますと、手付金だけを打っておったという話である。まことに奇々怪々なこれは不動産の取得だと思ふ。私は

一をもつて他のすべてを類推しようとするものではないが、少なくとも余裕金の運用として適当でないということを大臣はお認めになりますか。またこの議論を推し進めてまいりますと、京都にも会館というものができ、最初は運営もよくなかったが、だんだんよくなってきつたというところを聞いております。要するに資金運用でありますならば、高級ホテルでもパチンコ屋でも別法人をつくって何でもやらしてよい、こういうことにもなりかねない。これはすべてがそうなると思いたせんが、言うならばそういうことにならうかと思いたす。

しかも大臣にお聞き取りを願うておきたいことは、この湯河原の敷地、建物を取得する前に、農林年金は熱海に不動産を取得しておるのであります。これはおそらく温泉地でありまして、組合員の福祉厚生を目的としたものであらうと思いたす。それも土地については一億八千万円、建物百六十万円等々と聞いております。後日資料を御提示を願いたしたいと思いたすが、とにかくかかる不動産の総額は、合計一億九千万円にのぼっておる。以上の両者をもって、他の一切がつかいの不動産取得の一割七分程度を占めております。まことにこの事実、私は首肯できない問題だと思いたす。虎ノ門の不明朗な利用問題がようやく片がついて、本来の目的に沿うべく運用がなされようというやさきに、またもやこういうことが起きるといふことは、農林省は事務的な、ようじで重箱をつつくような指導はやつても、大筋において欠けるところがあるのではないかと。先ほども政府保証債取得の問題の

ときに申し上げましたように、もっと組合員が気軽に利用できるような温泉を買ったとするならば、これは私は当然だと思ふ。三千円、五千円の高級旅館を買って置いて、あとになって問題になってからその利用率を下げるふうをするなどというに至っては、本末転倒であります。これらの事実を正せしめられる御意思がありますかどうか、いまの一点については妥当であるとお考えになりますかどうか、今後の指導もあわせて、大臣の御所見を承ておきたいと思いたす。

○赤城國務大臣 事実を承知しておりませんので、的確に御答弁申し上げかねますけれども、そういう方向へ運用していくのはあまりいい傾向ではないと思いたす。資金の運用を不動産に向けるという点については、資金がより多く回収され、あるいはまた組合員の福祉に十分適當なる不動産の取得であることは利用が行なわれることが好ましいことと存じます。

なお、監督が十分でないのではないかと。あるいは監督があまり煩瑣に過ぎるといふ御意見であるか、いずれかであらうと思いたすけれども、やはり自主的なものでございまして、監督というものはあつて私はいいと思いたす。そういうことがあればこそ、こういう委員会等におきまして、政府の監督についてまた監督をするという機会もありますので、ある程度十分な監督を私どもいたします。が、そういう監督の制度というものはあつてしかるべきものだ、こういうふうにご考察しております。具体的な問題につきましては調査をいたしますけれども、私はあまり適當なものではない、こういうふうには考えております。

○足鹿委員 監督権の問題に関連をいたしまして、いま一つ伺つておきたい重要な点があるのであります。三十七年度の予算編成の際に、農林年金の最高議決機関である組合会において予算が決定されたにもかかわらず、農林大臣の認可を受けたこの予算について、実際の予算執行に際しては別な一定のワケを指示した事例がございまして、これは資料を示せとおっしゃればお示しをいたしますが、この点も年金の自主的な運営と監督権の行き過ぎの問題があるかと思ふ。三十八年度以降は、年金当局は農林省の事前指示を中心に予算を編成していることは大体目についておりますが、これはなおさう団体の自主性を喪失するものだと私は言いたたい。団体が組合会にかけてきた予算、しかも農林大臣の正式な認可を得た予算に事務当局がワケを付けて、この予算の執行に制限を加えるということはよろしいことでしょうか。大臣の権限において認可されたものに、事務当局がそういうワケをはめるといふことについては、少し行き過ぎがあるのではないかと、これは率直にそのようないふことがないように対処を願いたしたいと思いたすが、いかがでありますか。

○赤城國務大臣 予算を認可いたしました以上は、その運営につきましては自主的にやるのが当然のたてまえだと思いたす。非常に曲がった方面にでも實際に行なわれておるといふ事実がございするならば、これは注意をいたしたいと思いたす。またしなればならぬと思いたすけれども、原則的には予

算の執行は自主的にすべきである、こういう見解でこれからもよく注意をいたします。

○足鹿委員 最後に、この一点で私の質疑を終わることにいたしますが、これも昭和三十九年二月二十六日、第十一回農林漁業団体職員共済組合組合会の議決によるものであります。給付費に対する国庫補助に關する決議がわれわれの手に送達されております。

「農林漁業団体職員共済組合法を改正し、給付水準の引上げをはかることは、われわれ三十三万組合員が多年要望してきたところである。今回、本法の一部改正案が国会に提出されその成立はかられようとしているが、この法律改正に伴う整理資源の増加については、これを団体並びに組合員の負担にのみ求めることのないよう配慮すべきである」という旨の決議であります。

これは先日來湯山委員の御質問にもありますし、論議は尽くされておると思ひます。この組合会の總意の精神に沿って、いわゆる国の補助を今後いかに引き上げ、対処される御所存でございますか。これは今後の運用の面におきまして、きわめて重大な問題かと思ひますので、こまかい内容の分析等は省略して、私はずばりお尋ねをいたして質問を終わります。

が、大臣の御所信を承り、今後の国との關係において、真に社会保障的な性格を持たしめる意味においても、国の財政給付の向上のために努力されることを望んでやみません。御所信を承りたいと思ひます。

○赤城國務大臣 国の補助等につきましては、より一そう組合が強化されるように努力したい、こう考へて

おります。

○足鹿委員 以上で私の質疑は終わります。

○高見委員長 湯山勇君。

○湯山委員 先般大臣には基本的なことをお尋ねいたして、いろいろ御答弁がございましたけれども、当時はまだ十分内容も御検討になっていらつしやなかつたということで、結論を留保されておることが相当でございますから、それらの問題について、きようはなるべく簡単に結論を出したい、さうやうにお尋ねしたいと思ひます。

第一点は、先ほど足鹿委員の質問に對して、局長も大臣も、退職一時金の日数は減るけれども、標準給与額が上がるから額の減るものはない、こういう御答弁でございましたが、これは法律を十分お読みになっておられない御答弁だと思ひます。というのは、政府の資料によりまして、今回改正になる最低の標準給与以下の人がまだ一万人程度もございまして、それから標準給与は頭打ちがあります。ですから三年とろが五年とろが変わりのない人が上下にあるわけですから、これらの人は日数が減つたからといって、それを埋め合わせるだけの給与の上昇というのはございせん。当然これらの人は日数の減つた分だけは条件が悪くなる、これは理の当然なものです。ですから、大臣の御答弁も局長の御答弁も非常にばか然とした御答弁であつて、實際にはさういふケースがあるのですから、これはやはりこの新法適用によつて悪くなる者があるという事実はお認めにならなければならぬ。全部が悪くなるのではなくて、一部の人のについては悪くなるものがある。これはお認め

めいただかなければならないと思ひますが、いかがでしょうか。

○赤城國務大臣 私はどうもいまの時金のような場合、日数から換算すれば不利になるが、標準給与から見れば多くなるのではないかとと思ひますけれども、再度の御指摘のようでございます。最高最低の頭打ちという数字も出るから、あるいはさういふ数字も出るような感じもいたしますが、實際には調べておりません。さういふ場合には、私はいまの給与の場合に例が出来ますように、給与の付表といひますか、給与表にさういふ場合にはこままでにするといふようなことが、よくただし書きみたいにかかれていふようなところがありますから、さういふような措置の方法もあるのではないかとと思ひます。

しかし實際を、私はいま数字的にどうも把握できないのでございまして、私はいか下がるのは不自然だと思ひますが、私はいまさういふことを申し上げておる。これは日数の点では不利な点があるけれども、金額の点においてはよくなるのではないかと、さういふふうに思ひます。

○湯山委員 これはお調べいただかないで、旧法では五万二千円以上にはならない。ですからさういふ二年なり三年なり五万二千円できていふ人は、あと幾らいつても旧法適用の場合には五万二千円。新法で七万五千円までいっている人は、何年たつても七万五千円です。さうするとそれらの人は三年とろが五年とろが、變わりのないといふことはお認めになりますか。

つまり毎年標準給与が上がつていかなといふことが現実には起つてくる、これはお認めになられると思ひます。局長、いかがですか、そのとおりでしよう。

○昌谷政府委員 最高額の頭打ちの制度がありますから、頭打ちをしてから

五年以上あるいは三年以上たつた方は、それから以後は何年たつても平均標準給与は七万五千円なら七万五千円といふことは当然さうであります。

○湯山委員 先ほどの御答弁は、五年と三年のその違いによつて額が増加するといふことでございまして、いまのよう頭打ちで變わらない。五年とろが三年とろが變わらない。さういふようになります、實際に最高十五百分の条件が悪くなる、少なくなる、さういふことは起つてくるわけでございまして、大臣、その点はお認めいただけたと思ひますが、いかがですか。

○赤城國務大臣 最高基準額というのは、退職等の場合だと思ひますが、一時金の場合に標準をとるのは、やはり五年なら五年、三年なら三年を基準としての時期をとるのではないでしようか。さういふことになれば、給与基準が上がつていふことであらう。

私は日数の点では不利な点があるけれども、金額の点においてはよくなるのではないかと、さういふふうに思ひます。

○湯山委員 それはきめられておるのですから。たとえ實際給与が上がつても、こままでだといふ頭打ちの額はきまつていふわけですから。

○昌谷政府委員 問題が技術的なことであるから私から申し上げますと、改正法の標準給与の表の最高額に達しましたときは、それ以後何年動議をいたしましても、その額で平均標準給与が算定されますから動きません。しかしおっしゃるやうに旧法における最高は五万二千円だつた。今度法律改正になった結果頭打ちになる時期といふものは、五万二千円で頭打ちした方が七万五千円で頭打ちに達するまで、

昇給に相當の期間を要すると思ひます。さういふことの実態等から考へまして、形式的には先生のおっしゃるやうな事例でさういふものが算出できるかと思ひますが、私が先ほどから申し上げておりますのは、組合員の実態から見て、日数かける平均標準給与の日額といふことで、個々の組合員の実際の場合に具体例としてはきつ出した場合に――その方の昇給が現實にあるわけでありまして、給与ベースがストップになつていふ組合はないのでありますから、それらの事情を勘案すれば、このかけ合せた結果の額は、實際論としてはさういふ場合は出てこないと思ひます。形式的には、さういふ設定をして計算すればさういふ結果の出るやうな計算も可能だと思ひますが、實際論としてはあまり問題がないのではなからうかといふことを申し上げておるのであります。

○湯山委員 局長の御答弁は推測です。さういふ推測ではこれは論じられないと思ひます。制度ですから。そこで局長のやうな御推測があるとすれば、逆に経営内容の非常に悪い組合においては、三年、五年給与ストップといふのがずいぶん今日までもあります。だからいまのやうにこれで絶対悪くなるものはないのだといふことは言えないと思ひます。實際論からいっても、いまのやうな推測からいっても、それはいかがですか。

○昌谷政府委員 この關係は今後私どもも慎重に組合員の実態につきまして検討してみないと、にわかには断言的に申し上げることは差し控えたほうが適當だと思ひます。ただ先ほど申しましたやうに、本改正案が目標と

いたしました、国家公務員なり私学なりの法律の改正の際とられました経過の規定の方法と、全く軌を一にしております。また当時、この法案の原案の審議過程でも、そういうことを一応御了承の上で、関係団体等とお打ち合わせの上で、こういう政府案にいたしました経過がございまして、いま御指摘のような点は、今後実態との見合いでの検討としては確かに重要な課題だと思ひますから、そういう意味合いで私どもも検討を続けてまいりたいと思ひます。

○湯山委員 私がこの問題を御指摘申し上げたのは、先ほど足鹿委員の質問に対して、大臣も局長もそういうことではないということを断言されたのです。その理由は三年、五年の関係でそういうことは断言できないことだから、それは断言できないことだといふことを指摘申し上げたので、形式的にいつてもそういう場合があるし、實際論からいってもあり得ないという断言はできない、こういうことですから、先ほどの御答弁は大臣、局長ともに御訂正をいただくべきだ、こう思ひます。いかがですか。先ほどはないとはっきりとおっしゃったのですから、一応ないというところは取り消すということではなければならないわけですね。

○赤城國務大臣 私としては、どうも平均標準給与が上がるので、ないというふうに感ずるのでございすけれども、どうもそういう方面にすぐれた御質問でございすから、調査してみたいと思ひます。

○湯山委員 これは取り消していただいたからといって、別にどうこう思つておるわけじゃございませんから、ただ先ほどの間違つていたから、そう

していただいただけのことですから。そこでその次にお尋ねいたしたいのは、先ほどの御答弁の中で、厚生年金が通算制をとられる場合には、この農林年金においても通算年金をとるといふことを大臣が御言明になったように私は承つたのですが、これは間違ひございせんでしょうか。

○赤城國務大臣 私一人できめるといふわけにもまいりませんけれども、厚生年金が通算制できまるといふことになりまするならば、やはり歩調を合わせて、ほかの共済制度もありますわけで、私学とか国家公務員とか、そういうものも考慮いたしまして、厚生年金に合わせるように進んでいきたい、こう思ひます。

○湯山委員 これは前会も申し上げましたように、いま年金の給付を開始される人は、厚生年金期間が他の年金よりもはるかに長い、こういう事実がございす。そしてその厚生年金部分は、現在は現行法によつてそれに率をかけて不利な計算をされておる。それがその部分がよくなるわけですから、これはどうしてもよくしていただかなければならないわけだと思ひます。ただいまの御答弁の中に、厚生年金がその分については、どうしてもその部分については、どうも通算措置を考慮する。これは大臣の御言明をここでは一応そこまでの点においては承つておいて、私どもが大臣に希望したい点は、そうじゃなくて、この改正のときに本法においてもうすでに厚生年金といふのはそういう方向がきまつておるわけですから、きまつておるのとはただ単にかつてな案について審議しておるのではなくて、社会保障制度審議会は総理

大臣の設置しておる機関であります。だから政府の案として社会保障制度審議会に諮問しておるといふのは、一応政府内部のある程度の意思統一ができておる、こう判断して差しつかえないのではないかと、このように考えますが、これはいかがでしょうか。

○赤城國務大臣 社会保障制度審議会その他いろいろな審議会がございまして、審議会の意向といふものは尊重しなければならぬといふ立場でもございせんし、それがそのまゝということになれば、国会も不要だということに相なりますので、私は尊重はしなければならぬ、しかしこれを順守したり何かそのまゝでいくといふことなら、国会ももう不要といふことになります。政府も用がないといふことになりますから、尊重してその方向に沿うように政府としてもやらなければならぬ、こう思つています。しかしまだ最終的に決定したのではございせん。同時に、そういう方向であるといふことも私も承知してあります。でございすから、その方向になるべくできるだけ沿うように配慮をいたしておるのでもございす。先ほど再々申し上げましたように、その前提にまだハンディキャップといふますか、そういうものを直して、それから合わせていくように考えておるような次第でございす。

○湯山委員 社会保障制度審議会には総理に対して勧告、こういう権限がございす。その勧告をそのとおりするしないは、これは政府のお考えだと思ひます。ただ今度の場合はそうじゃなくて、社会保障制度審議会に政府とし

てこうしたいという案を諮問しておられる。だからいま政府が社会保障制度審議会に諮問しておられる厚生年金の改正しようとする制度については、政府としてはこうありたいという案を諮問しておられるわけですから、これについては大臣もそうあつてもいい、そうありたいといふ、そういう御意思は持つておられると思ひますが、そういうことをお尋ねしたわけですね。

○赤城國務大臣 そのとおり思つています。

○湯山委員 そのとおりにお思ひになつておられるのであれば、もはや厚生年金がどうなるかといふのではなくて、厚生年金に対する政府の第一段階の腹がまえはできておる、こう見て差しつかえないと思ひます。その厚生年金におきましては、既往にさかのぼつて、しかも現に給付を受けておるものまでも新しい改正になるものによつて計算を直していこうといふことでございすから、これは私は決して政府の考えから非常に逸脱した考えではなくて、適及適用といふのは逸脱した考へではなくて、むしろ厚生年金に対して現在政府がとつておるそのお考えを、そのまま農林年金にも早目に取り入れていただきたいということだけでございすから、そのことについては大臣の御了解をいただけたと思ひます。いかがでしょうか。

○赤城國務大臣 再々くだいようでございすけれども、そういう方向に進めたい、こう思つていますが、やはり私学の関係、国家公務員の関係、そういう関係とも歩調を合わせてその上で、こういうふうに考えておりますので、今回はその段階でひとつ御了承願

います。次の段階はなお次の段階として進んでいきたい、こう考えております。

○湯山委員 局長にお尋ねいたします。私学共済年金は、厚生年金から独立して何年目に一回目の改正がございましたか。

○赤城國務大臣 私学共済は三十二年だと思ひます。国庫補助のことで私が提案者になつたので……

○湯山委員 大臣に聞くほうがよくわかるので、私もそのときに私学共済の改正に参加いたしました。ですから私学共済のほうはこの農林年金よりもずっと早目に改正が行なわれておるのです。そこで末高さんからも、今日まではつておくのは遺憾だ、こういう指摘があつたのは、そういう点だと思ひます。一方のほうはそういうふうにして実態に合うように、標準給与額なんかはもうそのときすでに六千円になつておりました。ですから私学に合わせるといふても、これは実際には合わせるうちへは入つていかない。それから、これも農林大臣よく御存じのように、違つた職種の人でもそれによく似ておるものもある程度通算対象にも入れますし、全然無資格であつた期間も、これも先般お話がありましたように学校看護婦等、これも年金の期間に数えて、そしてそのときの法律を適用した。それから国会議員の場合、これも御存じでしょうが、政務次官を一年やれば、過去において恩給年限に達しておるものは、その政務次官の給与でまた恩給の再計算ができる、こういうことがありました。これも農林大臣、御存じでございしょう。

○赤城国務大臣 そういふ考え方でございまして、このたびの改正法律案も、退職時の標準給与で計算していく。この退職時の標準給与で計算するのだけれども、新法の場合には三年の平均、旧法時代に適用された者は五年の平均ということで、それからその点いまい話のように一貫してはおりませんが、退職時等のそういうときの給与標準で定めるといふ筋はある程度通っておると思います。

○湯山委員 いまのように私学共済の改正をもう農林大臣は六年、七年も前にお手がけになって、そのあとでこの年金をお手がけになって、それから今度これにまたお手をかけになった。ですから年金についてはもう大臣はよくおわかりになっておられるし、それから年金の改正の方向というものはよくおわかりなので、こまかいいまの一時金が減るとか減らないとか、そういうことはおわかりにならなくてけっこうです。ただともかくも改正になったことによって、そのときに在職しておる者がその改正になった法律の恩恵を受ける、このことだけはひとつ原則的にしつかり御認識をいただきたいと思ひます。

それと関連して最低額でございまして、最低額三万五千五百二十四円というのは、標準給与幾らの場合ということに該当いたしますか。これは事務当局で御答弁願ひます。

○昌谷政府委員 最低保障額が現実に働いてまいりますのは、平均標準給与の月額が七千円見当のところ以下というふうには私は承知をいたしております。なお先ほどまことに申しわけないこ

とで、大臣から三十二年と答えられましたが、申し上げますと、私学は発足が二十九年でございまして、最初の改定が三十二年、それから二回目の改定が三十七年でございまして、農林年金のは御承知のように三十四年に発足をしたわけでありまして、この種年金制度を手直しをいたしますためには、やはり発足後その制度のものである程度の実績を積み上げませんと、改正の基礎データもそろいませんし、改正の方向も出ませんので、本来ならば私学が三十七年に改正になったときに、私どもとしては一緒にやりたかったのですが、いますけれども、三十四年発足でまだその間正味二年しかたっておりませんでしたので、そのときには改正ができなかったというところで、三十九年、今度やると発足後五年間のデータを積みましたので、その段階で私学の三十七年段階とやると肩を並べるような改正案の準備ができたという実態でござい

ます。

○湯山委員 それは局長からそういう御答弁をいただかなくとも、局長はその当時責任がなかったわけですから、ただ具体的に事実だけお述べいただけてけっこうです。そうしませんとぐあいが悪いことになりまして、それでけっこうです。

そこで最低保障額というのは、現在国家公務員、地方公務員あるいは私学で、この最低額適用の事実がございまして、三万五千五百二十四円以下の年金というのは具体的な事実がござい

ます。

○昌谷政府委員 最近の給与ベースの実態から申しまして、二十年動線をしやめたときの平均標準給与が七千円

見当といひますのは、まず実情はそういうことではないと思ひます。ただ御注意をいたしたいのは、障害の一時金でございまして、障害一時金等につきましては勤務年数にかかわらず、障害関係の職務上の場合であれば年金が出ますから、そういう場合には最低保障額の三万五千五百二十四円というのは、現在のままでもかなりのものを言っていると思ひます。その詳しい実態は一々当たっておりませんが、当然そういうことが生きて働いておるはずだと思ひ

ます。

○湯山委員 お尋ねしておるのは退職年金についてでございます。退職年金の最低額が、今度あなたのお出しただいたのは三万五千五百二十四円になっておるのですが、それを尋ねておるのです。ないです。農林大臣、国家公務員も最低額三万五千五百二十四円というのは、かりにあったとしても空文化しております。それから私学等にも、これももうかりにつけたとしても空文化しております。これはもう抜けがらになっておる。そういうものへいま新しくつくる、そうしてまた政府自身は、厚生年金法ではもつとほるかに高い最低額を諮問しておる。そういう段階でそういう抜けがらのようなものをこへ持つてくる。これはあまりにも形式的過ぎるのじゃないでしようか。一体三万五千五百二十四円というやうな年金最低額というのを常識として出せるかどうか、そういうことについて大臣はどのようにお考えでしよう。

他の年金に合わせるというても、そういうのは適用されていない、空文化、かへ合わせる。そういう形式的なことを

する必要があるのでしようか。するのならば、もつと権威のあるような最低額をきめる、これが私は常識ではないかと思ひますが、いかがでしようか。

○赤城国務大臣 確かに私も形式的だと思ひます。しかし形式的にひとつそろえてもらいたいという希望も非常にあったものですから、そういう意味におきまして一応形式的に歩調を合わせ、こういうことになっていきますが、御説のとおり形式的ということでございます。

○湯山委員 それでは適当な最低額は、農林省としては幾らだとお考えになっておられますか。事務当局でけっこうです。実際に農林年金の最低保障額としては何万何千何百何十円が適当な最低保障額だ、これは計算しなければ急慢です。

○昌谷政府委員 いまの三万五千五百二十四円は、先生よく御存じのように、現在の厚生年金の制度のもので、一つの最低をとって当てはめたものでござい

ます。どれだけの金額が農林年金の最低保障額として適当かということになりますと、厚生年金の今後の給付水準の引き上げの状況等を判断して見る必要があると思ひます。現在伝えられます厚生年金の今回の昭和四十年五月から実行しようとしております給付水準に合せて、私どものほうの年金の最低保障額の計算をいたしてみますと、おおむね七万五千円程度になろうかと思ひます。その程度の額であれば、先生おっしゃるやうな形式的であつて実効がないということではなく、かなり有用な最低額ということに相なつていこうかと思ひております。

○湯山委員 いまの局長の答弁で、大

体農林年金としては七万五千円程度が適当だ、こういうふうにかゝるといふ局長の答弁を大臣もお認めになられ

ますか。

○赤城国務大臣 有能な事務当局の計算でございまして、そう考えます。

○湯山委員 最後に御尋ねいたしますが、業務上の障害、これも組合員の掛け金の中からやはり出ていくようになっております。業務上の障害というのは、本来これは使用者側の負担であるべきだ、こういう考え方は、これは大臣、どのようにお考えでしようか。

○赤城国務大臣 非常に法的に業務上の過失とか、業務上の障害とか、業務上の犯罪とか、いろいろむずかしいと思ひます。ちよつとここで私は断定を下すのには研究が足りません。そういうやうな希望は持てますが、法律的にあるいはどういふかということとはちよつと返事いたしかねます。

○湯山委員 労災保険なんかは、これは本人負担はなくて、使用者がかけておるはずで、これは業務上の障害、業務上病気にかかると、これについては公務員の場合も、たとえば業務上のものについては給与もまるまる払って療養させる。教職員の場合でも結核などもこれとみなして、大臣御存じのとおり、三年間の現職と同じ待遇での有給の休職を認めた、こういう事実、これ

も大臣、あの当時ですから御存じと思ひます。業務上の障害というものは、仕事しておつてけがをするとか、仕事のために病気になる、これをそれと関係のない一般の組合員がそれまで負担するといふことは、これは私は考え直していいのではないか。(共済だからお互いさまだ)と呼ぶ者あり)共済でや

ほうでは、困るという決議をしている
のでしょ。もう少し謙虚にこの組合
の決議を聞いてもらわなければ困るの
です。だからあなたにお聞きしてい

る。昭和三十八年度でいいから、一体
みな掛け金の何分の一を政府は給付
金として払っているか。そのくらしい
ことは、あなたは知っているでしょ
う。それを知らない農林大臣が監督
権を行使できますか、七十二条で。

○赤城国務大臣 事務当局から答弁さ
せますけれども、大臣が何から何まで
知っているという、そういう全体主義

の制度でございせんから、私が全部何から何まで承知して、それで監督している——一つの組織体としてやはり

農林省というものですから、適当に次官や局長や、いろいろありますので、そういう者が分に応じてのことをやっ

ておりますので、いまの数字等については事務当局から答弁させます。

○林委員　大臣、本法の七十二条に、

「農林大臣が監督する。」とあるのです。監督するなら、年の掛け金がどのくらいで、給付金の補助がどのくらい

なことぐらい、あなた、知っていた
ていいでしょう。監督権はあなたです
よ。そんなあなた、何も知らないで太

蔵省と協議なんかするものだから、みんな大蔵省の言うとおりになってしまうのです。それで当該組合から、そう

されては困るという決議をされるの
 です。
 それでは私が数字を言います。何も

事務当局から答えさせることはない。大体年に六十億くらいの掛け金があるのです。ちよっといま率が増加しまし

た。増加する前はまあ五十億と見ていいでしょう。今度は七十億です。ところが

政府の給付金は一億五、六千万円で、あなた、農林大臣でよく知っているでしょう。農業協同組合や農業協同組合の職員がどんなに低賃金で苦しんでいるかということ、おわかりでしょう。これが今度七十億も金を出さずして、政府は一億五、六千万円しか出さないのです。それなのに、政府は監督権があるからといって、実質的な運営を——農業協同組合やあるいは職員が乏しい金を出して五十億も積んでいて、七十億も今度は積む。それに対して一億五千万円くらいの補助金しかこないのに、この法案を通すにはこういう条件をのまなければ直さないと、うようなことをあらかじめ大蔵省から言われて、そうしてあなたの部下の局長がこの法案を通すために、議会にわからないうところであらかじめ話を取りきめてしまっている。これはわれわれが質問したから局長が言い出したのです。質問するまでは黙っていたのです。こんな条件がついていたということは、これで大臣、いいのですか、あまりに政府の補助金がわずか、あなた、七十億のうちの一億五、六千万、三十分の一です。そうして監督権だけは非常に強固だ。たとえば組合を運営する職員に対する——これは事務費は政府が出す。これはおそく年間四、五千万円じゃないでしょうか、この給料まで、使用者側と労働者側の話がちゃんとまとまっているのに、大蔵省のほうで、こんな給与はいかぬと言ってきた。そういふことを認めていいでしょう。しかも当該協同組合のほうでは、この制度の運営のほう少し自主性を認めてもらいたい、こう言っているわけでしょう。もう少し赤城農林大

臣、きちっとして、大蔵省からいろいろな話があっても、やはり当該組合の立場に立って、なるべくこの組合の自主的な運営をお考えになる必要があるんじゃないでしょうか。どうでしょう。○赤城国務大臣 それはそのとおりなんです。私も自主性は認めているのだけれども、最小限の監督というものは、やはり農協その他農業団体というのは非常に重大な役割を演じておられますし、政府としても無関心ではおられない。その職員の共済制度でございまして、まあ共済掛け金が五十億程度ございしますが、その中の一億五千万から二億しか金を出していないのに監督するのは無理じゃないか、こういいますけれども、そういう意味で金を少ししか出してないから、あるいは金を出しているから監督するということばかりではございせん。非常に国の政治との関連が、農政との関連が強い団体、また職員の共済制度でございまして、最小限度にこれを監督あるいは指導するということは、これは一面において責任だと考えておるわけでございまして、それでありまして、こういう取引があつて大蔵省に押えられているということではございせん。みずから進んで私どもといたしましても、資金の運用につきましては高率に運用できたほうがいいのではないかと、あるいは財政投融資という問題も、これは国全体で農業部門からほかの部門にも財政投融資という道が開かれておるのでございまして、その方面にも協力して私にしかるべきだ、こう考へて、預金部などの低利のほうへ回すよりは、政府保証債を引き受けてこれに協力するということも、共済団

体としては適當ではないか。しかしそれ以外に、先ほども御答弁申し上げましたように、組合員の福祉とか組合員のためになるほうへ運用することは、これは当然並行してやるべきだ、こういうふうな考へておりますので、何かすべてに監督をするというふうな意味ではございせん。望ましいことは自主的に——しかし先ほど足鹿委員のお話にもありましたように、あるいはゴルフ練習場だ、あるいは料亭だというふうなこともありますので、まあ最小限度には指導、監督というものも必要ではなからうか。そういう指導、監督があればこそ、国会におきましてもいいとか悪いとかいう論議があるので、これが全然自主的、もうわれわれは知らないのだというところになれば、繰り返して申し上げますように、御質問を受けましても私の知ったことではない、こういうことに相なるようなことだ、これはお互いによくないことだ、やはり最小限度は指導することも適當であらうというふうな考へ方であり

ます。○林委員 そうすると大臣、いまから十年、昭和四十九年にはこの準備金は幾らになるか、大体のところをあなたはおつかみになっておりますか。十年先にはどのくらいになりますか。それだけの金を積んでおられるわけですね。あなたは監督権があるのだから、その数字を出してみてください。それに対して大蔵省の給付金の一五〇、それはこれから十年にどのくらいのものになるか、大体の計数でいいですが、これはもしわからなければわからないでいいです。これは将来のことで、いろいろなファクターが入ってきますからね。いずれにしても今後準備金が昭和四十九年にどのくらいになるか、あなたは大体のところをおつかみでしよう。○赤城国務大臣 どうも人の悪い質問でございまして、資料は渡してあるのですから、その資料で御承知の上で御質問されるのですから、非常に人が悪いと思うのです。千五百億くらいになります。

○林委員 千五百億くらいの金の運営なんですか。これが年間せいぜい、今度給付率が上がつて年二億くらいが政府の補助になるわけですか。十年とすれば二十億、これはいろいろなファクターがあるから、簡単にそうはいきませんけれどもね。そうすると一方では千五百億の金がたまっていくわけですか。これは農協の理事者と職員がだんだん積んでいく金です。一挙にやめるといふことはないので、責任準備金だつて積んである。一方政府は十年間にどのくらい——いまの計算からいってたらせいぜい二十億かそこらでしょう。そういう比率で、なおあなたは、まだこの法案を通す事前に、農政局長と大蔵省の局長連中が運営について話をしなければ、この法案の国会提出すら賛成しないというふうな、こういう状態に置いておいていいとお考えになりますかどうか。それがしかも、大臣御承知かどうか知りませんが、湯河原の問題、熱海の問題、いろいろあります。しかもこれは委託方式にして、当該組合が直接運営できないわけですか。これは国家公務員なんかは直接運営しているから、大臣が直接やれるわけでしょう。当該組合は、これに対する監督権は直接行使できない状態です。一方では大蔵省から指導権を握られ、一方では委託方式になって不動産取得した場合、監督権がない。まんな中に入つて何ですか、これでは大臣が自分の所管事項だと思つて大きな顔をなさつておつたつて、何をなさつておるか、ちつともわからない。そんなものは大蔵省が直接やつたほうがいいです。私はあなたを権威ある農林大臣にしようと思つたら、一生懸命さつきから言つておるのに、あなたは私の顔を見ると親のかたきに会つたような顔をしておられるが、あなたはもう少し腰を入れられなければ、大蔵省になめられて——私は池田内閣の大蔵省と農林省がけんかしやうと、そんなことはわが党にはあまり関係ないけれども、大体もう少し農民の立場に立つて、もう少し自主的に運営したいと、たとえば職員が急の場に金を借りたというふうな要望も出ておるわけなんです。自分のうちを建てるのに土地がほしいというふうな、直接生産農民がこの準備金をいろいろ運用したいという要望があるわけですか。そういうことが押えられていて、一方では大蔵省の資金運用部の肩がわりをさせられ、一方では委託方式で、熱海に温泉旅館を買つて、一泊三千円、三千五百円もするといふような状態では、この組合の自主性というものは確保されないのじゃないですか。当該組合の自主性というものは、両方から攻められている。○赤城国務大臣 私は林さんを親のかたきみたいと思つておることはありません。親のかたきどころか、なかなか親心があつて、非常に私を激励してくださる気持ちはよくわかります。しかし同時に、私は大蔵省を親のかたき

とも思っています。また実際大蔵省に圧迫されてはおりません。事務当局等におきましてはいろいろ苦勞はあるようですが、私は大蔵省当局に圧迫されたり、私の主張が通らなかつたといふことは大体ありません。それは予算の額等については、私の思うとおりにはなかつたといふことはありますけれども、私が今度農林大臣になりましたから、私の主張は大体通してあります。しかしやはり筋というものがございまして、あまり飛躍的にも要求できない面もあります。ステップ・バイ・ステップという点もありますので、そのお気持ちに沿わない点はあると思いますが、私には決して大蔵省を親のかたきと思つていなければ、大蔵省と対立してけんかしようと思つておりません。大蔵省に圧迫されて私の主張が通らなかつたり、だんだん縮まつていくというようなことはありませんから、その点は御了承願います。

○林委員 大臣、私がもう少し考えていただきたいと思つのは、農林漁業団体の職員の給与というのは、非常に低賃金なんです。私たちの資料を見ましても、平均賃金一万六千四百四十四円で、しかもこれ以下の者がおそく三分の二だろつという状態なんです。それに對して今度の一人当たりの掛け金は年額一万四千六百二十四で、この比率を見ますと〇・七四という率が出るわけなんです。ところが、他の年金、国家公務員、公共企業体あるいは厚生年金等の各年金の被保険者の平均賃金と掛け金の率を見ますと、たとえば国家公務員でも〇・六、私学共済でも〇・七二、厚生年金については〇・三五といふようなことで、平均賃金と掛け金の

率これが一番高いわけなんです。しかも高い率の掛け金を出している共済被保険者の諸君の賃金といふものは、非常に安いわけなんです。だから掛け金に對する重圧といふものは、われわれの想像以上に上つていっているわけなんです。これがほんとうに職員の利益のために運用されなかつたといふことになりまして、たいへんなことになるわけなんです。ところが職員諸君から言わせれば、直接自分が金を借りた場合、あるいは家を建てたい場合、そのほかいろいろの福利施設について要望が出てくるにもかかわらず、あなたの言われるように大蔵省との話し合ひで、今度保証準備金の三分の一を政府債で持つといふようなことで、これが財政投融資のほうに肩がわりになつて、電源開発とかあるいはそのほかの、われわれから見ればこれは大きな企業体、大きな独占資本だと思ひますけれども、私たちのほうの政府出資として回されるということについては、なかなか納得できないです。だからそういうことを大臣はお考えになつて、実際に農民の要望にこたへるような運用をお考えになる必要があるのじゃないかといふことが一つ。

もう一つは、根本的にこの制度を、財政投融資の資金を捻出するやうな感を与える積み立て方式を賦課方式にして、大体その年の必要部分を――必要なのは計数で出てきますから、それを掛け金にして、それで低賃金の職員の財政的な負担をこの保険制度の面では免じてやるといふ、もっと根本的なそういう方向も考えられないものかどうか。もしそういうことが考えられないにしても、これはもう他の同僚委員

からたくさん言つておりますから私のほうで申しませんけれども、たとえば政府の負担をもつと飛躍的に高めて――他の一流團、たとえば農業国であるデンマークにしても、政府の負担は七五・九割になつておるわけなんです。だからこういうふうな思い切つて賦課方式にするか、あるいは政府の負担金をもつと飛躍的に上げて、農林漁業団体の職員の低賃金に對する負担を軽くしてやるというやうな考えを大臣は持ちにならぬかどうか。

○赤城國務大臣 いろいろな面からなお検討すべき問題があるかと思ひます。検討はさらに加えていきたいと思ひます。

○林委員 大臣はけっこうです。局長に二、三お尋ねしますが、平均賃金が一万六千四百四十四円、これは職員の諸君の平均賃金のようにですが、それはおわかりですか。私のほうの資料だとそうなつていますが、その一万六千四百四十四円の平均額以下の職員が、全被保険者のうち何割あるかといふことがおわかりでしたら……

○昌谷政府委員 先般御提出申し上げて御説明申し上げました資料は、標準給与の月額について現在の三十二万人の組合員の分布を見たものでございまして、追加して差し上げました参考資料の二の二ページにその詳細な刻みが出ておりますので、それによつて御了承いただきたいと思います。

○林委員 率直に物を言つてみて下さい。三十二万の職員のうち、平均賃金以下の職員は大体何割になるか。

○昌谷政府委員 先般お配りいたしました資料の最初のほうのところに刻みが出ておりまして、以下を累積した

パーセンテージがいまちょっと手元にございませんが、おおむね五割程度ではないかと思ひますが、加重平均でございまして、もし何なら計算させます。――いま累積の計算をさせておりますが、おおむね半ばぐらいではなからうかと思ひます。

○林委員 わかりました。そこでさつき私も大臣に聞いたのですが、標準報酬月額または俸給月額一人当たり平均額と今度は一人当たりの保険料の額との比率です。これは私のほうで組合の資料も参考にしたのですが、他の各年金制と比較してみても、一番率が高いやうなことです。これは局長のほうで計算されたことはありますか。

○昌谷政府委員 先ほど申しましたやうに、私学は三十七年にいまの制度に移つております。国家公務員もその前後であつたかと思ひますが、そういう意味で、その当時の私学の資料では、現在の私学なり国家公務員の掛け金率は算出されております。大体それとほぼ見合う給付を私どもは、考えただけでございまして、その意味で私どものほうがかなり最近の時点で調べておりますが、それによりまして、今度の改正法でいきました場合の掛け金率は、組合側と組合員側と負担を合わせまして、おおむね九六割であらうといふことを先般も資料で申し上げました。私学、国家公務員等は、国家公務員は九五を折半しておるやうな形でございます。それから私学はちよつとそれより低いと思ひます。それらは現在むしろ再計算に迫られております。といふのは、その後のベース・アップ等がございまして、必ずしもいま使つております掛け金率で比べるの

もいかかと思われませんが、結果においては現行の他の掛け金率より若干高くなりまして。

○林委員 時間の関係もありますから要点だけ聞いておきますが、給付のうち退職年金について五十五歳以上六十歳未満、これは一番退職年金の給付の対象になる階層の人だと思ひますが、これが法の六十二条と施行令の四條によりまして、この退職年金に含まれない意味にわれわれの解釈では――これは施行令の四條「五十五歳以上六十歳未満である者に支給する当該月分の退職年金に要する費用」は負担しないといふことです。「法六十二条第一号の規定により給付に要する費用から除く額は、次の各号に掲げる額を合計して算出するものとする。」このうちの第四條第一項第一号といふのはどういふ意味ですか。

○昌谷政府委員 その点は昨日芳賀委員との間に繰り返して質疑応答を重ねた問題でございまして、法制定當時の経過としては、五十五歳から六十歳に達するまでの組合員に對する退職金給付に見合う國庫補助を見合はせたらどうかといふやうな御意見がございまして、本則でそういうふうな書き、それを先生のころになつておられます施行令の附則でその本則をさらにひつくり返して、五十五歳ないし六十歳の者に對する給付についても國庫補助の対象にするといふことに直してあります。それを今後どうするかといふ問題について、昨日私が芳賀委員にも申し上げたのでございまして、当時そういうことが起りましたとは、當時の厚生年金は六十歳から給付が始まつておりましたので、すべて厚年並みまでと

いうのが一つの原則であつたために、
そういうような規定が置かれたという
ふうに承知をいたしております。

○林委員 そうするとこの五十五歳か
ら六十歳の者に給付がこない。これ
は、政府の補助から除くというこの規
定は、本法の改正が適及しないから従
前のものはこの法律でいくわけですね。

○昌谷政府委員 ごらんただいてお
ります法規集のうちにうととあとのほ
うを見ていただきますと、政令の附則
で第四条一項一号の規定を当分の間適
用しないというふうにしてあります。

したがって制度発足当時からずっと、
先生御懸念のようなことでなく、五十
五歳から六十歳の者に対する年金給付
についても国庫補助の対象にしてある
わけでございます。

○林委員 そうするとこの制度につい
て、原則としては国庫補助の対象にし
ないといながら、当分の間というこ
とでそれをチェックした理由はどうい
うわけですか。

○昌谷政府委員 当時厚生年金に所属
をしておりました組合員に対する国庫
補助のあり方をそれ以上変えないとい
うのが、この法律が生じました当時
のものの考え方にごさいましたので、
そういう規定が置かれたというふうに
承知をいたしております。

○林委員 私のほうの計算ですと、こ
れが当分の間ということではチェックさ
れていないけれども、当分の間がかりに
はずされたら、政府の百分の十
五の補助率がさらに下がってくる。こ
れは原資の調整に対する補助率の問題
はいろいろありますけれども、この面
だけでも百分の十五というのは額面ど
おりにならない。当分の間あなたの言

うようにこれは適用しない、チェック
してあるというけれども、当分の間を
除いてもしこれを実施したとすれば、
政府の補助金は額面どおり百分の十五
にならないのだ、こういうことについ
てはどうお考えになりますか。

○昌谷政府委員 補助率の問題には直
接関係はないと思いますが、おっしゃ
る意味はおそらくそれを国庫補助の対
象としないで、総給付に対する総国庫
補助をもう少し——一五割は維持され
ないという御趣旨だろうと思いま
す。それは当然そうなるだろうと思
います。そうすると困りますから、附則
でそれをとめたわけでありまして。

○林委員 わかりました。
それからこれも足置委員が十分聞か
れたのですが、あなたが理財局長と主
計局長とで取りきめされた二月十日の
覚え書きですね。これについて責任準
備金の増加額というのは、今後十年間
で通算すれば大体どのくらいの額にな
るのか。したがってその三分の一につ
いて政府保証債を持つというのは、政
府保証債については何か銘柄の特定が
あるのか。政府保証債ということだけ
なのか。さらに覚え書きの中には二期
限経過後二月以内で政府保証債の取
得により運用しなければならぬ」と
いうこの期限はなぜ入ったのか。それ
を説明願いたい。

○昌谷政府委員 今後の責任準備金の
推移につきましては、この前御説明い
たしました最初にお出しいたしました
参考資料の十ページだと思ひますが、
逐年にわたって掛け金収入が出てお
ります。三十九年度七十億から四十九
年度九十億見当まで逐次上がってまい
ると思ひます。つまりこれだけの額が

年々掛け金収入として上がってまいり
まして、一番最後の欄に「積立金」と
いう欄がございます。三十九年度が三
百二十億で四十九年度が三百八十六億、そ
の間の約八十四億ばかりの増加があるよ
うに規定をされております。在来の掛
け金率ですと、大体大臣がおっしゃっ
たとおり五十億程度でございます。

○林委員 昭和四十九年の積み立て金
の総額は千四百五十一億とあるでしょ
う。この責任準備金の増加額というの
は、あなたの出された資料の十ペー
ジの「収支予想表」というのがありま
す。これからいって、あなたが取りき
められた責任準備金の増加額というの
は、四十九年までに全部累積して積
んでいけば、どのくらいの額になるだ
ろうかということなんです。

○昌谷政府委員 お尋ねのような計算
をいまやっておりますので、一発で
お答えはできませんが、資料でござん
ただきますれば、一番下の欄に「前
年度積立金」の欄があつて、その次の
欄へいって当該年度「積立金」の欄が
ありますから、この差額の累積がお求
めの数字になるわけでございます。い
ま計算をさせてみてよろしゅうござ
います。

それから引き続いてお尋ねの第二点
に移りますけれども、銘柄を特定する
のかどうかという御質問だつたと思
ひますが、現在の法律におきましては、
実は法律上政府保証債と申しますか、
法律によつて設立された特別の法人の
発行する債券は、有価証券の運用とし
て保有することを認めております。し
たがって現在でも政府保証債を持てる
規定はあるわけでございます。今度の
法律改正でお願いしておりますのはそ

のほうではございませんので、農林漁
業団体に一種の還元融資をする場合の
規定を今度の法律ではお願いしてい
る。したがって結論だけを申し上げま
すと、政府保証債の中では銘柄の指定
というふうなことは考えておりませ
ん。ただ好ましいと思ひますのは、
たとえば住宅公団とか、なるべく農村
に關係の深いものが好ましいわけで
ございますから、北海道東北開発公庫と
か、それから住宅公団とか、そういう
種類のものの債券を持つことが、一
番性格上は好ましいと思ひておりま
す。そういう指導をいたしたいと思
ひております。

それから覚え書きの中に期限の規定
があるのは、どういう趣旨かというお
尋ねでございますが、これは要するに
前年度の増加額を確定できるものが
決算確定でございまして、それが毎年
度五月末まで記憶しております。それ
を農林大臣に提出いたしますのが二カ
月後の七月末で、この三分の一を持
つことは、それからさらに二カ月後の九
月まで待てば、前年度の積み立て金の
総体の額が確定してから更に四カ月あ
るわけでございますから、したがって
そのくらいまで各年度のけりをつけ
ていこう。つまり前年度の積み立て金
の増加を、翌年度の九月末までに政府
保証債に三分の一振り向けていこう、
そういう趣旨の期限の規定でござい
ます。

○林委員 現行法でもあなたの言うよ
うに有価証券は持てるわけですね。そ
れを特にここで責任準備金増加額のう
ちの三分の一政府保証債を持たなければ
ならないというふうな取りきめをな
ぜる必要があるのか。しかもこの期

限を、あなたの言うように予算、決算
の査定やいろいろな期間はわかりま
すけれども、そんな二カ月なんてワクを
はめられなくなつていいじゃないで
すか。当該余裕金が出たら、その当該年
度中に当該組合が適当に運営し、それ
で大蔵大臣に協議する必要があるば協
議すればいいので、こんな額と期限ま
で大蔵省とあなたの間にワクを取りき
めなければならなかつた事情がわから
ないのです。しかも当該組合のほう
は、このようなことをされては困る、
今後このようなことをしてもいいた
くないと言っていることを、なぜあなた
方がされるかということを書いてい
るのです。

○昌谷政府委員 御承知と思ひます
が、国家公務員共済組合は、責任準備
金の額のうち、厚生年金の給付に必要
な積み立て金相当額を資金運用部に預
け入れるということが、その法律の十
九条二項で定められております。それ
に対して、政令の附則第五条でもつ
て、当分の間責任準備金の現実積み立
て額の増加額の三分の一に相当する額
を資金運用部へ預け入れると規定して
おります。それから地方公務員につ
いても、いまの国家公務員とほぼ同様
の法律なり政令の規定がございまして、
また厚生年金、国民年金につきま
しては、すべて資金運用部へ預託する
のを原則としております。ただ預託
額の増加額の四分の一をいわゆる年金
福祉事業団のルートを通じて、一部還
元貸し付けの道を開いておるわけで
ございまして、農林年金の場合には、同
じくこういふ一部政府が助成をし、
法律制度として特別の法人をつくら
せて営んでおります、全く任意の年金
制度でない、半公的な

年々掛け金収入として上がってまいり
まして、一番最後の欄に「積立金」と
いう欄がございます。三十九年度が三
百二十億で四十九年度が三百八十六億、そ
の間の約八十四億ばかりの増加があるよ
うに規定をされております。在来の掛
け金率ですと、大体大臣がおっしゃっ
たとおり五十億程度でございます。

○林委員 昭和四十九年の積み立て金
の総額は千四百五十一億とあるでしょ
う。この責任準備金の増加額というの
は、あなたの出された資料の十ペー
ジの「収支予想表」というのがありま
す。これからいって、あなたが取りき
められた責任準備金の増加額というの
は、四十九年までに全部累積して積
んでいけば、どのくらいの額になるだ
ろうかということなんです。

○昌谷政府委員 お尋ねのような計算
をいまやっておりますので、一発で
お答えはできませんが、資料でござん
ただきますれば、一番下の欄に「前
年度積立金」の欄があつて、その次の
欄へいって当該年度「積立金」の欄が
ありますから、この差額の累積がお求
めの数字になるわけでございます。い
ま計算をさせてみてよろしゅうござ
います。

それから引き続いてお尋ねの第二点
に移りますけれども、銘柄を特定する
のかどうかという御質問だつたと思
ひますが、現在の法律におきましては、
実は法律上政府保証債と申しますか、
法律によつて設立された特別の法人の
発行する債券は、有価証券の運用とし
て保有することを認めております。し
たがって現在でも政府保証債を持てる
規定はあるわけでございます。今度の
法律改正でお願いしておりますのはそ

のほうではございませんので、農林漁
業団体に一種の還元融資をする場合の
規定を今度の法律ではお願いしてい
る。したがって結論だけを申し上げま
すと、政府保証債の中では銘柄の指定
というふうなことは考えておりませ
ん。ただ好ましいと思ひますのは、
たとえば住宅公団とか、なるべく農村
に關係の深いものが好ましいわけで
ございますから、北海道東北開発公庫と
か、それから住宅公団とか、そういう
種類のものの債券を持つことが、一
番性格上は好ましいと思ひておりま
す。そういう指導をいたしたいと思
ひております。

それから覚え書きの中に期限の規定
があるのは、どういう趣旨かというお
尋ねでございますが、これは要するに
前年度の増加額を確定できるものが
決算確定でございまして、それが毎年
度五月末まで記憶しております。それ
を農林大臣に提出いたしますのが二カ
月後の七月末で、この三分の一を持
つことは、それからさらに二カ月後の九
月まで待てば、前年度の積み立て金の
総体の額が確定してから更に四カ月あ
るわけでございますから、したがって
そのくらいまで各年度のけりをつけ
ていこう。つまり前年度の積み立て金
の増加を、翌年度の九月末までに政府
保証債に三分の一振り向けていこう、
そういう趣旨の期限の規定でござい
ます。

○林委員 現行法でもあなたの言うよ
うに有価証券は持てるわけですね。そ
れを特にここで責任準備金増加額のう
ちの三分の一政府保証債を持たなければ
ならないというふうな取りきめをな
ぜる必要があるのか。しかもこの期

限を、あなたの言うように予算、決算
の査定やいろいろな期間はわかりま
すけれども、そんな二カ月なんてワクを
はめられなくなつていいじゃないで
すか。当該余裕金が出たら、その当該年
度中に当該組合が適当に運営し、それ
で大蔵大臣に協議する必要があるば協
議すればいいので、こんな額と期限ま
で大蔵省とあなたの間にワクを取りき
めなければならなかつた事情がわから
ないのです。しかも当該組合のほう
は、このようなことをされては困る、
今後このようなことをしてもいいた
くないと言っていることを、なぜあなた
方がされるかということを書いてい
るのです。

年金制度としては、従来そういった積み立て金の運用について、特別の公共的な奉仕の義務づけがなかったことを特色といいたしております。今回の改正の際の一連の将来の運用の検討事項として、国家公務員や地方公務員のように、原則は全額預金部に入れて、当分の間例外措置として増加額の三分の一を云々ということにせし、常に増加額の三分の一を、しかも運用部でなしに政府保証債——御承知のように政府保証債ということになれば、現状では平均利回りは七分二、三厘になりますから、現在の余裕金の運用の平均利回りの中では、決してそれほど不利なものではないといえます。そこでその程度のもので持つのが、先ほど大臣のお答えになりましたような趣旨で至当であらうということ、むしろその額を三分の一ということにきめることに意味合いがあったこと、それから同じ財政投融資計画に対する企業であつても、不利な運用部ではなくて、政府保証債であるということにきめたところ、これの意味がございいます。

それから期限をきめたのも、先生がおっしゃいましたように当該年度に発生したものを当該年度に出せばいいじゃないか、これは出すようになっては困ります。やはり当該年度に発生したものを当該年度中にでなくて、翌年度の九月までの間という意味で、年金側に有利にするためにそういうことをしたわけがございいます。

なお決議がございいますことは十分了承しておりますが、この打ち合わせをいたします過程におきまして、年金事務当局とも十分お打ち合わせをし、協議を重ねてまいっております。なお決議の趣旨は要するに強制的にやらないようにという御趣旨でございいますから、今後ともそれが運営については決議の趣旨に沿ってまいりたいと思っております。

議の趣旨は要するに強制的にやらないようにという御趣旨でございいますから、今後ともそれが運営については決議の趣旨に沿ってまいりたいと思っております。

○林委員 あなたはこの農林漁業共済保険の制度と、国家公務員や地方公務員の制度と並列的におっしゃいますけれども、第一政府からの出資金の比率が全然違ふでしょう。使用者としての政府、補助金を出す政府として比率をいろいろ分けて説明なさっているけれども、いずれにしても国家公務員の場合、掛け金を見ましても、政府の出す比率は五十何割です。ところがいま審議されている制度の場合は、農業協同組合の理事者側と職員側が圧倒的に準備金の金を出しているわけです。政府は給付金の百分の十五である。数字からいうと、一億五、六千万から一億七、八千万、今度は給付が若干上がつて二億でしよう。そういう比率の制度を並列的に、国家公務員の場合でも資金運用部へ回すから、この場合も政府保証債を持つのは当然だということな考え方、そしてこの農業協同組合の理事者や職員の出した金を、あなたがたに——かつてにいつてはなにかもしませんが、私の聞いているところでは、共済組合の総会ですか、理事会ですか、少なくともそういうもの了解なり採決を経てやったのではない。あなたがた大蔵省とこの法案をつくる過程ですっかりきめてしまつて、あとから報告されている。だから総会で否決されている。少なくとも厳重な警告が発せられている。国会でもそうですよ。われわれが聞き出してからあなたがたが言い出したので、しかもその資料

すは大蔵省の局長と話し合わなければ、国会へ出せるかどうか保証はできないというふうなことをおっしゃっているわけですか。あなたがそんなことをやる権限がどうしてあるのですか。やるとすればなぜ大臣名義の取りきめをしないのですか。なぜ国会の審議の資料として、このことを報告されないのですか。またなぜ組合の総会、あなたに対して厳重な警告を寄せられているのですか。あなた、自分のやったことをやり過ぎだと思ひになりませんか。

○昌谷政府委員 いろいろにお考えになるのは御自由でございしますが、これは農林省令に關する問題でございします。普通の省令事項でございします。特に直接法律改正に伴う省令事項でもございしません。ただ先ほどお届けた資料は、関連して改正する省令事項を考査委員がきのう御要求になりましたので、お出しはいたしましたけれども、行政部内の農林省令の規定すべき内容の問題でございしますから、私はこのような取り扱ひをしたわけがございします。

なお、もちろん運営の円滑を期する必要がございしますから、念のために事前に年金の当事者と十分相談いたしまして、御了解は得たつもりでおります。ただ総会の事項として、こういうことを権力的に硬直的にやらないようにという御趣旨、私もその点に十分心得て運営をいたすつもりでございします。

○林委員 それはあなたの表現による責任準備金の増加額の三分の一というものが通計してどうなるかは別として、昭和四十九年には少なくとも一千

四百億くらいの準備金ができるわけですから。責任準備金の増加額という表現が使つてあるものだから、そのうちのどのくらいが覚え書きに該当するようになるかは別として、三分の一ですから相当大きな額の運用についての問題なんです。しかもいままでなかったことを、政府保証債を持つということ、新たにワクをはめられていくわけですよ。ワクをはめたことになるでしょう。しかも二カ月以内にやれということですからね。もしワクをはめたのではないということなら、前のおりやればいいのですからね。そういうことを国会の審議のときにもあらかじめ国会に率直に報告をされる、あるいは改正事項の中でこういう取りきめがなされているのだということを言われるのが、国会に対するあなたの謙虚な態度じゃないでしょうか。省令だから、局長のおれが何をやって、お前たちの口を入れる範圍でないという態度がはの見えるわけです。私はあなたのそういう態度はやはり好ましくないと、思います。だからあなたは組合に相談したつもりだといつても、組合のほうではとんでもない話だ、こんなことをされては困るのだという決議をされていくわけです。しかも省令だからというところで、省令に委任された部分は本法案の審議の範圍外だということになる、われわれの審議権というものはほんとうにあなたの方から出された材料だけになってしまふ。しかもあなたは給付がどうなるかということの説明だけであつて、しかも具体的に給付が適用される率などはうんと少ないですよ。この問題は、積み立て金がどう運用されるかということが、国会の審議の一つ

の大きな柱なんです。その重要な柱の大事な部分をあなたは口をふいて黙つておられた、少なくともわれわれが聞くまでは。最近はやつと言ひ出してきただけでも、そういう態度は私はなはだ遺憾だ。もう少し率直にこういう問題を出してもらえなかったかということが一つ、時間がありませぬから、迷惑になつてはいけませんから、もう一つ委託制度の問題です。さっき大臣は、湯河原に旅館を買つたり、熱海に土地を買つたりすることを審議するために、国がいろいろ監督権を行使するということを言ひましたけれども、これは委託方式でしよう。われわれいろいろ聞いているところによると、国家公務員の共済の年金の運用については、直接運営の方式をとつておると思ふのです。そうしますと、委託方式だということになると、委託された条件さえ満たしておれば、監督権が行使できないことになるのじゃないですか。こういうものに対してどういう将来監督権を行使することをお考えになるのか。われわれの聞いているところによると、湯河原に持っている向島園というものは、決してこれは農林漁業団体の職員の福祉的な条件を持っていないと聞いておる。それからきのうも御説明を聞いたのですが、七十条の一項五号の、今度改正して農林漁業の關係の団体に補助金として出すことができるというの、農協会館の建設があらかじめ予定されているのだという話も聞いております。あらかじめこういういろいろなことが予定されていて、法案だけは局長から、いかにも社会保障制度が前進したような説明だけをわれわれが聞かされて、国会の審議を終わらす

というわけにいかぬと思うのです。そういうことについてどういうふうにお考えになっておられるのか。

○昌谷政府委員 別に省令であるから審議の対象とする必要がないとかなんとか、そういう趣旨のことを私は申し上げたわけではございませんので、ただ政府内部の省令の問題でございますから、直接私のほうから御質問もないのにお述べする機会がなかったというだけのことでございます。

それからついでに申し上げますと、先ほどの累積額は、おそらく十年間で政府保証債を持つことになる額が三百四、五十億程度になるだろうと思えます。先ほどちよつと私正確に申し上げましたけれども、責任準備金と積み立て金とは必ずしもイコールではございません。その点は御了承願いたいと思います。

それから運用の問題でございますが、不動産を資産運用の一部に取り入れることは、インフレ・ヘッジというような意味合いもございまして、この種の制度としてはある程度そういう意味合いでは認めざるべき問題でございます。先般の資料でも申し上げましたように、約六〇程度が不動産として運用されております。その不動産として運用するという意味は、インフレ・ヘッジの意味を持ちますので、その不動産のあとの運用のことは第二段の問題になります。どうせ持つならば福祉に役立てたほうがよろしかろうという意味で、福祉勘定のほうで持つものもございまして、この間河野常務理事から御説明がありましたように、湯河原の問題は、まだ福祉施設として確立したものではなくて、運用不動産として保

有中のものを管理を委託しておるといふうちに、常務理事からお話がございましたが、私もそのように承知いたしております。なるべく先ほど大臣がお答えになりましたように、不動産をもって運用するという場合に、そういったものが組合員の福祉なり利益の向上に役立つように運用せられることが好ましいことであらうという線で、私も今後とも指導したいと思ひます。予算統制といひますか、予算については農林大臣の承認を求めるところになつておりますので、その線を通じて、なるべく好ましい方向で運用せられるように御指導申し上げたいと思つております。

○林委員 最後に、別に答えは要りませんけれども、私も率直にいつて、局長の説明をいろいろ聞きましてけれども、これは現実には準備金が全部支払われるということは考えられないわけから、こういう金はだんだん積まってくでしようけれども、われわれからいへば賦課方式にすべきではないか、あるいは国が社会保障としてやるべきではないか。税金やいろいろ納めておりますから、そういう範囲内でやるべきではないかというふうに考えているわけですが、結局私の率直な考えとしては、こういう社会保障的な面を若干改善することによって、膨大な積み立て金を積んできて、昭和四十九年には約千四百億くらいになりますけれども、これが政府の財政投融资、あるいは政府債の肩がわりの面に使われるということになりますと、形の変つた低所得者に対する税金というような感じが非常にしますし、われわれとしては、

そういう性格を持つておるようには判断しておるわけなんです、そういう点で局長も、将来この制度の検討については、形の上の文字だけの給付額や、あるいは率の若干の向上をもつて、一方では膨大な積み立て金が積まれていき、その運用について、真に積み立てしておる農林漁業の職員の福祉のために使われているかどうかということが考慮されなくて、膨大な財政投融资の肩がわりに回されているという制度の本質をもう少し検討されて、真に被保険者の立場に立つた制度にこれをつくり直していく必要があるのではないかと、私はそう思ひますが、これは私の意見として述べて、別にあなたに答弁を求めているわけではありませんので、質疑は終わります。

○高見委員長 次会は明日午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十七分散会

昭和三十九年四月二十二日印刷

昭和三十九年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局